

武市監告示第20号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項、武雄市監査基準第15条の規定によりその結果を公表します。

令和6年12月4日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第12条、第13条の規定によりその結果を報告します。

1 監査の種類

公の施設の指定管理者の監査

2 監査の対象

(施設名) 武雄市体育施設

(指定管理者) 武雄市体育施設管理運営共同企業体

構成団体(代表) 朝日 I&R ホールディングス株式会社

構成団体 株式会社 丸新

構成団体 株式会社 ルネサンス

3 監査対象業務

武雄市体育施設の管理運営に関する業務

4 指定管理期間及び監査の期間

指定管理期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

監査対象期間 令和5年11月1日から令和6年10月31日まで

5 監査の着眼点及び実施内容

監査は、施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定書に基づく事務の履行は適切に行われているか、公の施設の管理に係る収支会計経理は適切になされているかを主眼として、提出された資料に基づき関係諸帳簿・台帳・書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取しながら行った。

6 所管課

企画部スポーツ課

7 監査の日程及び実施場所

日 程 令和6年11月26日(火)

実施場所 武雄市民体育館

8 指定管理料

令和5年度 126,350,000円

令和6年度 126,350,000円

9 経営成績

収支の部は、武雄市からの指定管理料126,350,000円、施設利用料15,828,905円、その他収入4,111,736で収入合計は146,290,641円になっている。

支出の部は、人件費39,906,880円、水道光熱費23,435,401円、維持管理費委託料42,275,090円、消耗品費2,127,857円、業務委託費8,658,046円、その他・本社管理費等29,887,367円で、支出合計は146,290,641円になっている。

収入から支出を差し引いた収支差額は0円となっている。

令和5年度の当施設の管理に係る収支決算は次のとおりである。

(単位：円)

科 目		決 算 額
【収入】		
指 定 管 理 料 収 入		126,350,000
施 設 利 用 料		15,828,905
そ の 他 収 入		4,111,736
収 入 合 計		146,290,641
【支出】		
人 件 費		39,906,880
維持 管理 費	燃 料 費	375,239
	水 道 光 熱 費	23,435,401
	委 託 料	42,275,090
	維 持 補 修 費	6,418,478
事務 費	消 耗 品 費	2,127,857
	通 信 運 搬 費	1,272,000
	印 刷 製 本 費	331,100
	保 険 料	1,330,540
	そ の 他 事 務 費	2,317,096
事業 費	利 用 促 進 費	5,480,200
	業 務 委 託 費	8,658,046
	事 業 経 費	1,489,714
そ の 他	一 般 管 理 費	2,160,000
	本 社 管 理 費	8,060,000
	雑 費	653,000
支 出 合 計		146,290,641

10 決算の確認

管理運営に係る決算額について関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められた。

1 1 監査の結果

武雄市体育施設の管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営がなされ、体育施設の管理運営及び収支会計経理は適正に行われていると認められた。

以上、監査の結果を通知するとともに、事務処理上留意すべき事項についても、その改善報告を求めた。